

ネスレ サプライヤー規約



序文

ネスレは高品質な製品をお届けするだけでなく、関連法規に忠実に従い、誠実かつ公平な事業活動を行うという責務を果たしながら行動しています。ネスレ製品をお買い求めくださる消費者も、すべての取引先、とくにサプライヤーの皆さまが同様の姿勢であることを期待しています。「ネスレの経営に関する諸原則」では、ネスレが世界的な責務とした一定の価値観と原則を規定しています。

このサプライヤー規約(以下、規約)では、サプライヤーとその従業員、代理店、下請け先各位(以下総称して、サプライヤー)が業務を遂行するにあたっての必要最低限の基準(以下のⅠからⅧ)を制定しており、「経営に関する諸原則」の継続的な実践の一助とするものです。この規約を受諾いただくことで、サプライヤーは既存および今後のネスレとの契約や取引関係においてこの規約を順守されることに同意されたものとみなします。

I.

誠実なビジネスのために

関連法規の順守

サプライヤーは、すべての関連法規や規則を順守しなければなりません。

不適切な便宜

サプライヤーは、すべての活動において、公的私的にかかわらず、また直接あるいは仲介を通じてを問わず、第三者から取引を獲得あるいは維持することを目的として、個人的な計らいや不適切な便宜を提供したり約束をしてはなりません。また第三者への優遇の見返りとなるいかなる便宜も受け取ってはなりません。

II.

持続可能な成長のために

ネスレは、持続可能な業務方法、耕作方法、農業生産方式を支持し奨励します。これはネスレの供給方針とサプライヤー育成の一環です。ネスレはサプライヤーが継続的に、水資源の保護計画を含め、その業務の効率と持続可能性を改善しようと努力することを期待します。

労働基準の順守

囚人労働・強制労働

サプライヤーは、いかなる状況においても強制や義務による労働力を使ったり、またいかなる方法によってもその恩恵を受けたりしてはなりません。同様に、あらゆる形式の懲役や、規律や管理のための体罰、監禁、脅迫、暴力、またはいやがらせや虐待も禁止事項です。また、賃金不払いや法外な低賃金での労働を強制する工場や生産施設を使用したり、このような行為や施設を運営する下請け先を使用してはなりません。ただし服役者の社会復帰訓練中の労働力を使用するような場合は上述の限りではありません。

児童労働

児童労働は、精神的、肉体的、社会的、倫理的に子どもにとって危険かつ有害であり、教育を受けるのに不当な妨げになるため、サプライヤーは、絶対に児童の労働力を使用してはなりません。

労働時間

サプライヤーは、その従業員がすべての関連法規、および労働時間や日数を定めた業界の必須基準を順守して勤務できるようにしなければなりません。もし法令と業界の基準が相いれない場合は、国の法律に準拠することとします。

報酬

サプライヤーは、関連法規や有効な労働協約に定められている賃金や手当、および時間外労働やその他の割増し賃金を従業員に支払わなければなりません。

差別待遇の禁止

サプライヤーは、採用や雇用において、人種、肌の色、宗教、性別、年齢、身体的能力、国籍、その他による違法な差別を禁止する関連法規に合致する方策の実施を求められます。

安全と健康のために

職場環境

サプライヤーは、従業員に安全で健康的な職場を、また住宅を提供している場合は、安全な住宅を提供するものとします。最低限、飲料に適した水、十分な衛生設備、非常口、必要な保安設備、救急医療の体制、適切な照明と備品が整った職場の提供を求められます。さらに、施設は、関連法規や条例により定められた基準に沿って建設され維持されなければなりません。

製品の品質と安全

サプライヤーが提供するすべての製品とサービスは、関連法規が要求する品質と安全の基準を満たさなければなりません。ネスレと取引、あるいはネスレに代わって取引をする場合は、ネスレの品質要求条件を満たさなければなりません。

V.

環境への取り組み

サプライヤーは、環境に配慮した事業活動を行い、また製品がつくれ、サービスが提供される国のすべての関連法規を確実に順守しなければなりません。

VI.

原料生産農家の育成

サプライヤーは、原料生産農家が、規約、そしてそこに記述されている規定とその意味、また彼らの耕作方法にとってそれが意味するところについて、十分に認識できるように配慮してください。
集荷所や荷受所にポスターを貼るなどの適切なコミュニケーション手段を用い、また必要に応じ、教育研修を行なうことが求められます。

規約はネスレ農業サービスチームの研修計画の一部になります。ネスレが農家と直接取引をする場合、農家が規約の規定を理解できるよう、ネスレは、さまざまなコミュニケーション方法をとります。

VII.

監査の実施と契約の終結

ネスレはサプライヤーが規約を順守しているか否か調査する権利を有します。
万一、規約に反する行動や状況が確認された場合、ネスレは是正措置を要求する権利を有します。そして規約を順守しないサプライヤーとの契約を終結させることができます。